

柏市立旭小学校 学校いじめ防止基本方針

柏市立旭小学校

平成 26 年 3 月 1 日策定

平成 27 年 9 月 30 日改訂

平成 28 年 5 月 2 日改訂

平成 29 年 5 月 10 日改訂

平成 30 年 5 月 11 日改訂

平成 31 年 4 月 5 日改訂

令和元年 6 月 17 日改訂

令和元年 9 月 30 日改訂

令和 2 年 4 月 6 日改訂

1 基本理念

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条（学校基本方針の策定）に基づいて策定する。

学校においては、この法の有無に関わらず児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行われてきたものである。さらに、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

2 組織および組織図

(1) 生徒指導推進会議

全職員が参加し情報を共有すると共に、課題解決の為に共有をする。

(2) 特別支援教育推進委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ対策委員会

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置し、解決までの中核的な役割を担う。構成メンバーは、管理職、生徒指導主任、該当学年主任担任及び関係職員等とする。

(5) 組織図

別紙 1 のとおり

3 いじめの未然防止について

学校においては、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認する。同時に、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、逸早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛ける。

また、保護者には、児童に対し規範意識を養う等いじめ防止について学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していく。

(1) 学級経営

①児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。そのすべての児童の心持ちを理解した上で、児童個々の人格の完成をめざし、児童個々に応じた日々の言葉かけや指導方法を考える。

②居場所づくりと自己有用感

学校に安心できる居場所を作り、自己有用感を持たせるため、児童個々の特性を理解し、有効な言葉かけや助言をおこなう。

③学級集団

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。「いじめをしない、させない、傍観しない」という学級規範意識を醸成する。

④組織対応

教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を指導する。さらに部活動、委員会、学団、全校体制で児童に関わる。

⑤生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われる。義務教育9年間を視野に入れ、中学校と連絡を密にとり、現状に即し発達段階に応じた生徒指導をおこなう。

(2) 学校体制

縦割り活動（児童会活動）

縦割り集団において上級生がリーダーシップを発揮できる機会を設けることにより、自己有用感を高め、下級生への思いやりの心を育む。

4 いじめの早期発見について

(1) 教育相談週間

教育相談を毎学期全員と実施する。希望があれば担任以外の教員やスクールカウンセラーとの相談も可能とする。児童に「大切にされている」との思いを持たせるとともに、児童理解を深めることができる。いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。

(2) なかよしアンケート

毎学期実施しているアンケートにより、いじめの状況を把握する。必要に応じて2週間に1回程度、集計を必要としない簡易アンケートも実施し状況の把握に努める。いじめられていないとの回答に安心せず、担任側での判断も時には必要である。

(3) 日ごろの観察

学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化に迅速な対応ができるように心がける。必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持つ。また、担任以外の職員が、児童の変化に気づいたときには、担任や学年主任に迅速かつ適切に伝えるよう共通理解する。

5 いじめの相談・通報の体制について

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（引用・・・千葉県いじめ防止基本方針）

いじめ解消の定義

①いじめ行為が少なくとも3ヵ月継続して止んでいる。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等で確認。

（引用・・・いじめ防止のための基本的な方針）

(1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込まず、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

(2) 聞き取りとつき合わせ

聞き取りは、傾聴の姿勢を忘れずに、次の点に留意しながら丁寧におこなう。

- ・当該児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行う。
- ・高学年の女子については、特に男性教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。
- ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強くないように配慮する。
- ・客観的事実を先入感なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせ、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3) 該当者間の調整

謝罪等の調整を行う。いじめられた者へは必ず守り通すことを、いじめた側へは今後の励ましを込めて、厳しさと愛情をもって調整する。

(4) 保護者連絡

いじめがわかった日に一度は連絡を入れる。そのためには、聞き取り等のスピードが大切となる。

(5) 原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

(6) 見守り

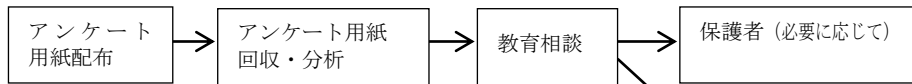
いじめがなくなると認めたと後も、さらに見えない所で行われていないか等、見守りを続ける。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

(7) 関係機関への連絡

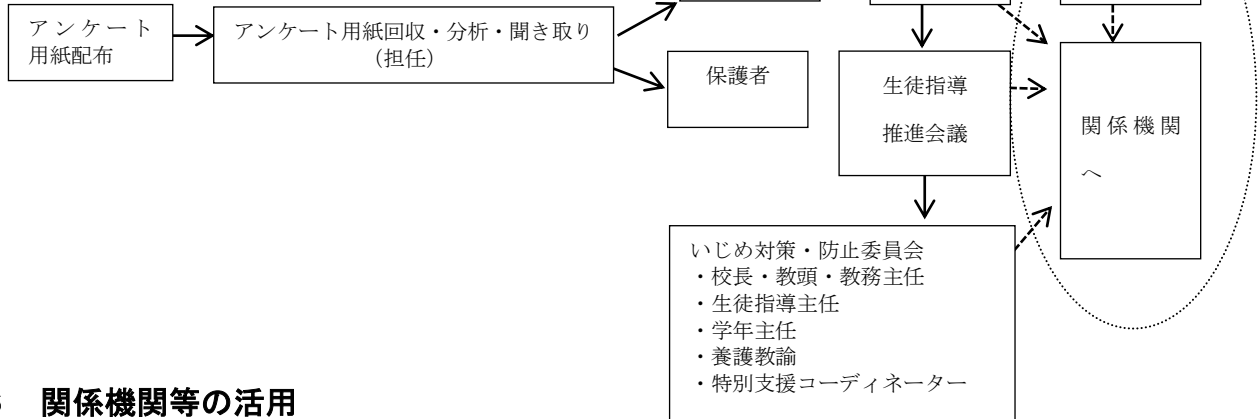
重大な事案と判断した場合は、関係機関に連絡・相談をする。

○ いじめ発見から対応までの流れ

《教育相談》



《なかよしアンケート (いじめアンケート)》



6 関係機関等の活用

(1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告する。また、校長の判断により、重大事案については指導課生徒指導室担当への連絡をするとともに指導助言を受ける。

(2) 補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ連絡をするとともに指導助言を受ける。

(3) 幼稚園・保育園・中学校

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 警察

重大事態発生時等、校長の判断により躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。

(5) スクールカウンセラー及び学習相談室

児童個々と直接的に接してくれるスクールカウンセラーや学習相談室の相談員からの情報提供を受ける。

7 いじめの指導について

(1) 児童

① いじめられた児童

- ・いじめられた児童，知らせてきた児童の安全を確保するとともに，徹底して守り通すことを伝え，不安を除去する。
- ・いじめられた児童が信頼できる人と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。
- ・いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなど，自尊感情を高める。

②いじめた児童

- ・いじめた児童には、いじめの意味を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、背景にも目を向ける。
- ・指導をおこなっても十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関とも連携をとり、継続して指導する。

③学級全体

・ 道徳

規範意識、友情、生命尊重等について、直接的に考えさせる。年間指導計画に基づき、また、学校生活全体を通じて時期を逃さない話題について、年間 35 時間の授業において指導を行う。

・ 教科等指導

「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じることは、充実した学校生活につながる。「わかる授業」を実施することでいじめ防止につなげる。「豊かな人間関係づくりプログラム（ピアサポート）」の実施も有効である。

(2)保護者・地域

①啓発

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は保護者にあることを、学校だより等を通じて継続的に周知していく。特にゲーム機、スマートフォン等やSNS、インターネット等を通じてのいじめの予防や、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、保護者に周知・啓発する。

②保護者相談日

保護者相談日を設けることにより、迅速に保護者からの情報提供を受ける。

③おはようウィーク

豊四季中学校区三校（豊四季中学校・柏第二小学校・旭小学校）合同による朝のあいさつ運動を、毎学期3日間（年間9日間）実施する。保護者、青少協、地域ボランティアは、朝の挨拶を通して、子供たちを見守ると共に地域の一員としての意識を持ってもらう第一歩とする。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること（30日以上）を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対処

①児童生徒課に連絡する。（校長の判断による）

- ・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わない。

②市教委と相談の上、いじめ対策委員会を立ち上げる。

③スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。

④事実確認のための調査を行い、重大事態と判断した場合には警察に通報します。

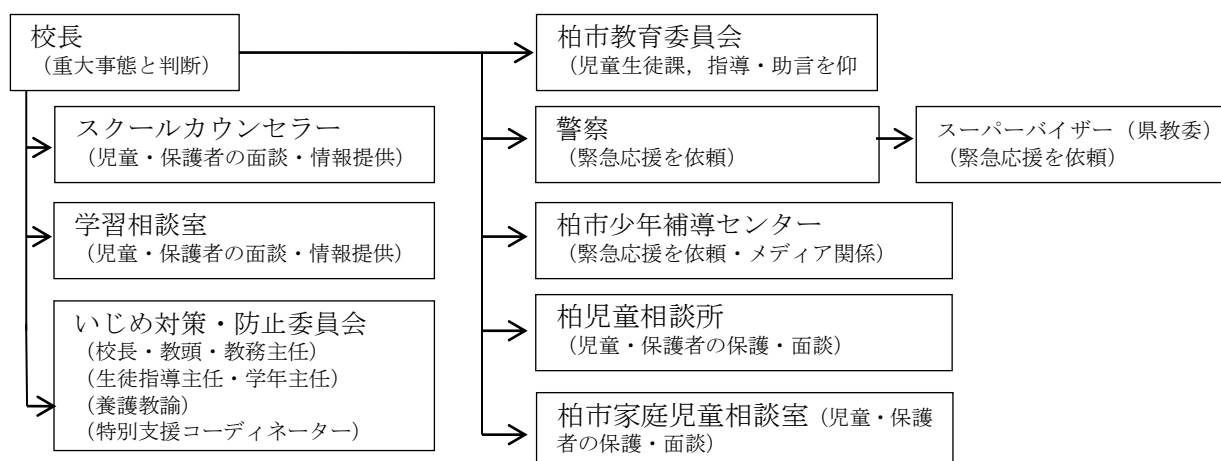
⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。

⑥以後、誠意をもって解決にあたる。

(3) 不登校児童 不登校の定義

文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。
(引用・・・文部科学省ホームページ)

○ 重大事態発生時の対応



9 SNS・ネット上のトラブルについて

必要に応じて、関係機関と協力し発信元を調べて対応します。

10 対教師暴力について

学校は暴力を容認する場ではありません。必要に応じて、「法的対応」や「警察」を導入します。

11 公表、点検、評価等について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導推進会議，職員会議，学校評議員会議等により，毎年度末に向けた改訂を視野に入れた点検・評価をした後，学校ホームページ上に公表する。
- (2) 学校評価を視野に入れた保護者アンケート実施の際，学校のいじめ対策に関する項目を設け，点検・評価を行う。

12 年間指導計画について

6月	教育相談週間
11月	
2月	

7月	なかよしアンケート
12月	
3月	

9月	生活アンケート
----	---------

13 スクールソーシャルワーカーの役割

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

14 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違い

スクールカウンセラーは、臨床心理士等の資格を持ち、「児童生徒の心の問題」に注目する。スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持ち、「児童生徒を取り巻く環境」に注目する。

15 24時間子供SOSダイヤルについて

《概要》

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備。

子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会では実施。下記のダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。



- ・子どもと親のサポートセンター電話相談窓口（千葉県教育委員会HP）
- 電話番号 0120-415-446（千葉県内のみ）
- 対応時間 24時間（引用・・・文部科学省ホームページ）

組織図

